



手数料が改定される清掃センター

とり、手数料を見直すことにより、廃棄物の減量及びリサイクルの推進、事業系廃棄物の排出者責任の徹底、費用負担の公平性と財源の確保、周辺自治体からのごみ流入の防止を目的とするもので、一般廃棄物について、1 kgあたり10円の処理手数料を、10 kgあたり200円にするとともに、清掃センターへの搬入量が、1か月または一時に200 kg以上の場合に適用していた料金を100 kg以上とし、産業廃棄物については、1 kgあたり15円の手数料を、一般廃棄物と同様、10 kgあたり200円に改正するため、本条例の一部を改正し

ようとするもので、賛成多数で可決されました。

その他の議案

▽訴えの提起について(2議案) Ⅱ長期にわたり家賃、駐車場使用料及び下水施設使用料を滞納し、再三の催告にもかかわらず、納付に応じなかった市営住宅の入居者に対して、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起し、または和解しようとするもので、全員一致で可決されました。

※訴えの提起とは
問題解決の判断を仰ぐため、裁判所に申し立てることを「訴えの提起」といいます。市営住宅の滞納家賃は、税金とは異なり、市で財産を差し押さえしたりする強制徴収ができません。そのため、何度催促しても滞納家賃が解消されない場合は、最終的な手段として、裁判所に訴えて解決することになります。

▽館林市総合福祉センター指定管理者の指定について

Ⅱ館林市総合福祉センターの指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって

終了することから、10名で構成する館林市総合福祉センター指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、引き続き社会福祉法人館林市社会福祉協議会を指定しようとするもので、指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5か年となります。



総合福祉センター

指定管理者の選定に際しては、選定委員会において、館林市社会福祉協議会は社会福祉法に基づく地域福祉の推進を図る営利を目的としない法人であり、福祉施策に対するノウハウ、実績を蓄積していることや、本市に密着した福祉事業を長年にわたり手掛け、市民か

らの信頼性及び市民への浸透性は共に高いものがあることなどの意見等を踏まえ、過去二回の選定と同様に、非公募とし、継続して同協議会を候補者とするに至ったものです。

また、同協議会からは、これまでの事業の継続に加え、同センターを「防災・災害の救援拠点施設」とする新たな取り組みも示されており、これまで以上の運営が期待できることから、これらの点を考慮し、同協議会を同センターの指定管理者に指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽館林市文化会館大ホール棟耐震等改修工事請負契約の変更についてⅡ平成27年第2回定例会において議決された請負契約の内容を変更するものです。

建物の耐震化を万全とし、大ホール利用者のより一層の安全を確保するため、舞台周辺の耐震補強工事(プロセニアムアーチ構造材の

補強、プロセニアムアーチ壁接合部の補強及び舞台袖ダクトスペースの補強)を追加して行い、3912万8400円の増額にて変更契約するもので、全員一致で可決されました。



改修工事が行われている文化会館

▽群馬東部水道企業団の規約変更に関する協議についてⅡ群馬東部水道企業団で共同処理する事務に「公共下水道等の使用料の徴収に関する事務」を加えるため、同企業団規約を変更する協議を行うことについて、地方自治法の規定により、構成市町が協議のうえ定めるものとして、議会の議決を求められたもので、全員一致で可決されました。